



# 島根県報

令和2年11月4日（水）

第 155 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	（自然環境課）	2
島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	2

### 【告 示】

指定代理納付者の指定	（環境生活総務課）	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（高齢者福祉課）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（ 〃 ）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（森林整備課）	3
保安林の指定	（ 〃 ）	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	4
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	6

### 【公 告】

既存可搬型モニタリングポスト更新業務に係る提案競技の実施	（原子力安全対策課）	6
都市計画変更の図書の縦覧	（都市計画課）	10

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（規則第88号）

## 1 規則の概要

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う引用する条項の整理（第20条・第27条関係）

## 2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。

## ◇島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第89号）

## 1 規則の概要

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う引用する条項の整理（第15条・第20条関係）

## 2 施行期日

令和2年12月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第88号**

島根県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

島根県自然環境保全条例施行規則（昭和52年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第12号イ及び第27条第6号ア中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第89号**

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県希少野生動植物の保護に関する条例施行規則（平成22年島根県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第15条第10号ウ及び第20条第6号エ中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

**告 示****島根県告示第645号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ごうぎんクレジット

島根県松江市白潟本町23番地

## 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

島根県社会貢献活動促進基金（島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号）第1条の基金をいう。）に係る寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

## 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

## 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年10月20日から令和3年3月31日まで。ただし、指定代理納付に係る契約に基づき当該契約を更新する場合は、契約を解除する場合を除き、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

## 島根県告示第646号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称	施設の種類	施設の所在地	辞退年月日
奥出雲町	介護療養型医療施設	町立奥出雲病院 仁多郡奥出雲町三成1622-1	令和2年10月31日

## 島根県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社CHORAKU R&K	通所介護	ながれぼし江津	島根県江津市都野津町2363 - 7	令和2年10月25日

## 島根県告示第648号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
仁多郡奥出雲町高尾1381-1、1381-14、1381-27、1381-28、1942-1、1942-2、1942-4、1942-5、1964-1、1966-1、1966-23から1966-26まで、1967-1、2128-1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所  
出雲市佐田町八幡原字中屋291、291-1、291-3、字空井儀293、293-4、字ゴワン1110から1112まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中屋291・291-1・字空井儀293・293-4・字ゴワン1111（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら益田店・ウォンツ益田高津店 島根県益田市高津町イ1128-61外

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

益田市製材木工事業協同組合 理事長 原田 和之 島根県益田市高津七丁目5番8号

### (3) 変更した事項

#### ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

(変更前) 益田市製材木工事業協同組合 理事長 安野 次雄 島根県益田市高津町イ1128番60号

(変更後1) 益田市製材木工事業協同組合 理事長 本井 宗明 島根県益田市高津七丁目5番8号

(変更後2) 益田市製材木工事業協同組合 理事長 阿知波 義雄 島根県益田市高津七丁目5番8号

(変更後3) 益田市製材木工事業協同組合 理事長 原田 和之 島根県益田市高津七丁目5番8号

#### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	藤原 秀次郎	
(株) ハーティウォンツ	広島県広島市安佐南区祇園三丁目26番地3号	福岡 慎二	

(変更後1)

名 称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中 正人	平成21年9月17日代表者変更
(株) ハーティウォンツ	広島県広島市東区光町一丁目10番19号	福岡 慎二	平成17年8月2日本店移転

(変更後2)

名 称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野中 正人	
(株) ハーティウォンツ	広島県広島市中区八丁堀11番8号	村上 正一	平成18年11月20日本店移転、平成27年8月7日代表者変更

(変更後3)

名 称	住 所	代表者の氏名	備 考
(株) しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	鈴木 誠	令和2年2月21日代表者変更
(株) ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号	村上 正一	平成27年8月16日会社合併、平成28年8月16日本店移転

### (4) 変更の年月日

(3)ア(変更後1) : 平成14年10月15日住所表示変更、平成15年9月17日代表者変更

(3)ア(変更後2) : 平成23年9月17日代表者変更

(3)ア(変更後3) : 令和元年9月17日代表者変更

(3)イ : 上記一覧表のとおり

2 届出年月日

令和2年10月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター(益田市駅前町17-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第651号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
奥出雲町	平成28年度～令和元年度	41枚	1冊	上阿井2	令和2年10月22日
奥出雲町	平成29年度～令和元年度	64枚	1冊	上阿井3	令和2年10月22日
奥出雲町	平成29年度～令和元年度	19枚	1冊	高尾1	令和2年10月22日
雲南市	平成29年度～令和元年度	27枚	1冊	坂本2	令和2年10月22日
雲南市	平成30年度～令和元年度	24枚	1冊	乙加宮6	令和2年10月22日
雲南市	平成28年度～令和元年度	39枚	1冊	塩田3-1	令和2年10月22日
出雲市	平成30年度～令和元年度	27枚	2冊	鳶巣①	令和2年10月22日
江津市	平成29年度～令和元年度	40枚	1冊	嘉久志3区	令和2年10月22日

**公 告**

既存可搬型モニタリングポスト更新業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 件名及び数量

既存可搬型モニタリングポスト更新業務 一式

## (2) 仕様

既存可搬型モニタリングポスト更新業務に係る提案競技要求仕様書による。

## (3) 期間

契約の日から令和3年3月31日まで

## (4) 提案価格の上限額

184,811,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## 3 提案競技説明手続

## (1) 提案競技説明書の配布期間、配布場所及び配布手続

## ア 配布期間

令和2年11月4日（水）から同月30日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎6階） 島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ

## ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

## (2) 提案競技説明会

開催しない。

## 4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
  - (2) 会社概要書又は経歴書 1部
  - (3) 担当者届 1部
  - (4) 提案書提出書 1部
  - (5) 提案書 8部
  - (6) 見積書 1部
- 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- (1) 提出方法  
郵送又は持参による。
  - (2) 提出期限  
ア 4の(1)から(3)までの書類については、令和2年11月30日(月)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)  
イ 4の(4)から(6)までの書類については、令和2年12月14日(月)午後3時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後3時までに必着のこと。)
  - (3) 提出先  
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ  
電話 0852-22-5667 F A X 0852-22-5600  
電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp
- 6 提案競技に係る質問書について
- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること(F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合においては、着信を電話により確認すること。)
  - (2) 質問提出期限は、令和2年11月18日(水)午後5時までとする。
  - (3) 提出先  
5の(3)に同じ。
  - (4) 質問に対する回答は、令和2年11月25日(水)までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知  
提案競技参加資格確認申請者に対し、令和2年12月4日(金)までに、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) 既存可搬型モニタリングポスト更新等業務に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い契約予定者を選定する。
  - (2) 評価については、以下の項目について、特に重点的に審査する。
    - ア 機器の性能及び機能
    - イ ソフトウェアの安全性
    - ウ 据付調整の確実性
    - エ 保守及び障害対応の妥当性
    - オ 経済性
  - (3) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じて審査委員会によるヒアリングを行う。
  - (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
  - (5) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。

#### 9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 10 契約

##### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と協議を行い合意の上、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

#### 11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

#### 12 問合せ先

5の(3)に同じ。

#### 13 Summary

(1) Name of goods and quantity to be acquired : 1 radiation—monitoring posts (simple model)

(2) Deadline for procurement : March 31, 2021

(3) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. on December 14, 2020

(4) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono—machi, Matsue—shi, Shimane, 690—8501 Japan

TEL : 0852—22—5667

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類  
雲南都市計画公園
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課